

【用語】勸化—金品の寄付を募ること 配札—神社のお札配り 急度—かならず 継人足—ここでは書状などを伝達する人 縦令—かりに相對—当事者同士 遷宮—神社の本殿の造営等に際し神体を遷すこと 入仏回向—仏を安置するための式 合力—金品を施し与えること 花会—襲名披露などの催し物 摺物—版ですったもの、印刷物 太田町—太田市本町など

【解説】幕府は、文政十年（二八二七）支配が錯綜する関東農村の再編・強化を目的に、いわゆる文政改革を断行した。改革の中心施策は、御改革組合あるいは寄場組合と呼ばれる組合村を組織することにあつた。この組合村は、御料・私領などの区別なく近隣の五、六カ村を合わせて小組合とし、さらに数組合をまとめて大組合とする二重の組織であり、その中心の町村を寄場と呼んだ。

上野国内の改革組合村は、一四郡一一〇二カ村（但し前橋藩領は除く）が三七寄場に分けられたが、この文書は新田郡の太田町寄場組合村の議定書である。年次は酉年とあることから文久元年（一八六一）と推定される。太田町寄場組合は、邑楽・山田・新田郡内の五〇カ村（組合高四万四〇六石余、家数二八九〇軒）で編成され、そのなかは一、二の小組合に分けられた。五カ条から成る議定は、寺社の勸化、祭礼・遷宮の際の提灯、浪人への施し物、催し物に関する取り決めであるが、これは組合内に対応方法が区々になっていたことが背景にあった。なお、この議定は寄場役人から大惣代・小惣代と呼ばれる各組合の役人に伝達され、周知が図られたものと思われる。